

## 副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会 開催要綱

### 1. 開催趣旨

労働者が一つの企業に依存することなく主体的に自身のキャリアを形成することを支援する観点から、副業・兼業を促進することとしているが、副業・兼業の際に、どのように実効性のある労働時間管理を行うかは重要な課題である。

こうした状況を踏まえ、新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「副業・兼業を促進する。このため、（略）働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理の在り方（略）について、労働者の健康確保に留意しつつ、労働政策審議会等において検討を進める。」こととされ、また未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においても、「副業・兼業を通じたキャリア形成を促進するため、実効性のある労働時間管理等の在り方について、労働者の健康確保等にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。」こととされた。

これを受け、有識者からなる検討会を開催し、労働者の健康確保に留意しつつ、実効性のある労働時間の在り方について、検討を行う。

### 2. 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮した、事業主を異にする場合の実効性のある労働時間管理について
- (2) その他

### 3. 参集者

- (1) 検討会の参集者は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### 4. 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省労働基準局長が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課及び安全衛生部労働衛生課の協力を得て、厚生労働省労働基準局監督課において行う。
- (3) 検討会は、原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。